

広聴特別委員会

日 時 平成30年12月4日(火)
総務文教常任委員会終了後
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 市議会モニターの意見について
- 2 議会報告会について
- 3 その他

モニターからの意見	対応
<p>< 9月議会一般質問を傍聴して ></p> <p>1、9月14日一般質問を傍聴しました。 気がついたいくつかの点について意見を述べます。</p> <p>(1) 一般質問は市政全般について質問ができるだけでなく、議員にとっては政策論議を行える大きなチャンスでもあります。 しかし、森山議員に対する執行側の答弁は、最初から最後までその殆どを経済部次長が答弁にたちました。これは議会として如何なものでしょうか。一般質問の意味について考えなければならない事例だと思いました。一般質問の答弁に市長が立たないのは山陽小野田市議会の悪しき慣行となっています。他の市議会では考えられません。</p> <p>(2) 市長が答弁に立たない最悪の事態は、市政の重点施策に対して「その変更を迫るような」政策論議にならないし、市長の政治姿勢を質すことにならないからです。事務方のトップである部長が答弁に立っても基本的には同じです。部次長とのやり取りは、どうしても細々とした「窓口質問」に陥りがちです。どうしてもそのような質疑がしたいのであれば、それこそ「決算委員会」等で十分行えるはずですが。 一般質問は全く意味が違うのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 執行部の側にも大きな誤解があるようです。本来は一般質問は市長と議員の政策論議の場ですから、部次長などの事務方の本来の役割は市長答弁の補足的なものに過ぎません。百歩譲って部次長が市長に代わって答弁をすとしても、それは市長から委任をされて答弁をしているのであって、市長の答弁と同じなのです。当然、部次長が自身の「持論」など言えるはずがありません。もちろん市長の政治姿勢などについて「代弁」できるはずもありません。</p> <p>(4) 森山議員は最後に何回も市長に答弁を求めましたが、藤田市長は全く無視を通しました。このような一般質問に対する悪しき慣行は、傍聴している市民にとっても異様に映ります。自分たちが選んだ議員が市長から無視され、軽く見られているとしか映りません。このような悪しき慣行は議会側からも積極的に改善策を提起する必要があるのではありませんか。</p> <p>2、傍聴席及び傍聴規則について述べます。</p> <p>(1) 当日の傍聴者にはお年寄りも少なからずおられ、傍聴席に上がる急な階段と手すりをひどく上がり辛そうにしていました。これでは「誰でも気軽に傍聴にお出で下さい」などとは言えません。一方、身障者用の傍聴席が設置されていますが、この活用がほとんどされていません。だったら階段を上がるのが辛いお年寄りなどを、この身障者用の傍聴席に座ってもらうのもひとつの方法ではありませんか。(ただ現状の身障者用傍聴席に座ることは勇気がいると思いますので、若干の改善策が必要だとは思いますが…)</p>	

(2) 議会の傍聴には受付票の記入が義務付けられています。市議会傍聴規則第3条には「会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票に記入しなければならない」と書かれています。しかし、現在少なくない議会でこの傍聴規則の見直しが行われ、傍聴人受付票を廃止する動きが広がっています。

それは「何人も議会の傍聴する権利がある」こと、市の個人情報保護条例第2条(1)では個人情報とは「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう」として氏名、生年月日等をあげつつ、第5条では「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」と規定し、傍聴希望者に住所、氏名等を書かせるのであれば、書かせる目的を明確にしなければならないことになっています。つまり単なる便宜上の都合だけで個人情報を収集することは条例違反となるではありませんか。

傍聴人受付票は廃止すべきだと思いますが如何でしょうか。

(3) 市議会傍聴規則第10条で「傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない」と書かれています。が、この係員とは誰を指しているのでしょうか。少なくとも一般質問等の行われる本会議場には、身障者傍聴席への案内など含め、傍聴席入口に議会事務局職員を配置して、丁寧な案内をする必要があるのではありませんか。

平成30年9月19日付

モニターからの意見	対応
<p>モニターとしての意見</p> <p>1、第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。</p> <p>審査及び審議については原則公開とされており、提出者も知りえる手段を有するが、議会改革先進市である山陽小野田市議会としては、きめ細やかにより丁寧な対応が望まれると考える。 議会基本条例第20条の請願及び陳情が議会において取り上げられた場合においては、審議結果をその提出者に通知することが、開かれた議会であると考えがいかがか。</p> <p>2、第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。</p> <p>議会基本条例第34条1項における、議運での2年ごと検証について、どのような検証がなされたか見えてこない。検証年月、検証内容の具体的説明を求める。</p> <p>3、上記2による検証が行われていない場合、条例違反になると考えるがいかがか。また、条例違反に対しての罰則規定が定められていないが、本条例がザル法となってしまうのではないかと考えるが、議会としての考えを問う。</p>	

平成30年11月26日付

モニターからの意見	対応
<p>モニターからの意見 1 <議会モニターの職務について></p> <p>山陽小野田市議会に平成29年5月から設置されている市議会モニターは設置要綱で（設置）第1条 山陽小野田市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。と掲げています。一方、職務については（職務）第3条</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 本会議、委員会、政策討論会を傍聴もしくはインターネットで視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見を文書により提出すること。(2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書で提出すること。(3) 市議会が実施するアンケート調査に回答すること。(4) 市議会との意見交換会に出席すること。 <p>となっています。</p> <p>第1条では「活動及び運営に関し」とされていますが第3条では「当該会議の運営に関する」と「活動」が消え職務が非常に狭くなっています。なぜでしょうか？</p> <p>市民生活に係る議決内容や財源の使い方など本会議や各種委員会その他様々な経緯や結果など市議会全般の「活動」は加えるべきだと思います。</p> <p>モニターからの意見 2 <議会報告会について></p> <p>議会報告会には毎回参加しています。少人数グループでのカフェ方式など色々工夫はされていますが参加者は増えていないようです。参加した市民にとっては勿論、議員にとっても発表するための準備や住民の意見は有益と思います。</p> <p>しかし、「報告会」という結果説明が中心なので多数の参加は難しく感じます。一方、山陽地区の3保育園を廃止して水没の恐れのある厚狭駅南に新規建設するという極めて重大な議案は執行部内の極めて限られた部署で決めて進められ、ほとんどの住民が全く知らない内に平成29年6月議会の補正予算で決まっていました。平成30年の当初予算議決後、初めて知った住民が要請した「議員との懇談会」には多数の参加があり熱を帯びた活発な意見が続出しました。</p> <p>議案に関する委員会審査の前に、各委員会が主要な課題で「住民との懇談会」を行えば多数の市民の参加が得られ議員にとっても議決判断の重要な情報を得ることが出来ると考えます。</p> <p>また、例えば公共交通問題など、市民にとって関心のある切実な課題についての政策づくりの懇談会等があれば素晴らしいと思います。</p>	

モニターからの意見 3 <二元代表制と議会の役割>

憲法に基づき、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制が取られています。市長（執行部）が議案を提出し議会が審査をして可決されれば市長により執行されます。議会は否決して再提案させることも修正することも出来ます。

市を代表するのは市長ですが予算を含む議案提案権はあっても最終決定権は議会の議決であることは非常に重大なことです。

しかし、多くの自治体にも与党があり市長提案の議案なら全て賛成する考えの議員がおられるようです。また、そのことで可決に自信があるのか、山陽小野田市の執行部が議会を二元代表制の相手方として重視しているとは考えられない事態が続いています。

山口東京理科大学の大幅で度々の追加工事をはじめ市立病院の赤字体質の是正や救急体制の充実も進まず、保育園統廃合の手続き、青果市場管理の是正に関しても執行部の安易な提案に対して議会が市民の立場で本気で考え行動したとは思えません。事務局を持ち資料提出、現地調査等々、議会の権限と行動の条件は市民とは違った特別なものがあり、だからこそ住民から付託された議員の責任と役割は重大です。

たとえ政治信条は市長に近くても執行部をしっかりチェックするのが議会の役割です。更に議会のチェックが弱いと執行部は努力する必要もなく行政の質は高まるどころか低下します。

議員の一人一人が市民の付託を重く受け止めて議会の機能を発揮してください。住民から信頼される議員・議会になってください。

モニターからの意見 4 <本会議での答弁者について>

本会議の運営についての意見です。

一般質問など市長も出席している本会議での質問に対して市長本人が答弁せずに部長が答弁しています。市長と市議会とは対等なのですから市長自らが答弁すべきです。

もちろん数字の問題等、具体的な質問で市長が答弁出来ないものについては担当部長が補佐的に答弁することになるでしょう。時には部長が在席していても次長が答弁することもあるなど驚くばかりです。

長い間の慣習なのでしょうが市長と議会の二元代表制、市長と議会是对等なのですから本会議場での対応は重要です。

とりわけ、議場内の進行は議長の権限・責任のはずです。議会の役割を適切に発揮するためにも良くない慣習は直ちに是正すべきだと思います。

平成30年11月27日付

モニターからの意見	対応
<p>モニターとしての意見</p> <p>①平成30年8月末までに提出された意見への回答について</p> <p>1) 「広報委員会の編集技術の向上について」の意見に対して「議長を通じて県議長会に提案してもらおう」との答弁でしたが、すでに行われたのでしょうか、或いはいつ行われるのでしょうか。</p> <p>2) 昨年の意見の一般質問に対する質問に対しての答弁に対して、その後の取り組みと成果について説明を求めましたが、「議長や議会運営委員会で改善を求めます」と今後の回答だけ頂きましたが、これまでは取り組んでいないのでしょうか。</p> <p>3) 昨年の意見の議員報酬と政務活動費について、具体的説明を求めましたが、「特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します」との回答でしたが、その後はどうなりましたか。この件についていつまでに一定の結論を出す予定でしょうか。議員任期末まででしょうか。もっと長期の話でしょうか。議員活動を保証する政務活動費のアップは大切です。また、議員報酬アップは若い子育て世代の皆さんや女性活躍の場として生活の保障を欠いて議会の発展は無く必須事項であると考えますがいかがでしょうか。 行政に報酬審がありその整合性が問われる難しい面があることは承知の上での意見ですので、その時期について具体的にお答えください。</p> <p>4) 昨年の意見の「公務における子育て支援策」について、「これから検討してまいります」との回答でしたが、どの委員会が担当しいつまでに結論を出す予定でしょうか。</p> <p>②意見交換会開催について 平成30年3月29日のモニターからに意見に対し、「議会の考えと対応」で「随時意見交換会を開催」とありますが、随時とは年1回ですか？何回でしょうか？もしくは「随時」という言葉の解釈からして年4回以上と常識的に捉えてよいでしょうか。</p>	

議会報告会開催状況

開催日	曜日	時間	場所	参加者数
29.7.31	月	10:00～	厚陽公民館	9
29.7.31	月	19:00～	須恵公民館	6
29.8.1	火	10:00～	埴生公民館	5
29.8.1	火	19:00～	山野井公会堂	12
29.8.3	木	10:00～	本山公民館	4
29.8.3	木	19:00～	有帆公民館	4
29.4.19	水	14:00～	須恵公民館	4
29.4.19	水	19:00～	厚狭地区複合施設	3
29.4.20	木	14:00～	高泊公民館	5
29.4.20	木	19:00～	埴生公民館	6
29.4.22	土	14:00～	きらら交流館	2
29.4.22	土	19:00～	高千帆福祉会館	6
29.1.21	土	14:00～	加藤公会堂	15
29.1.23	月	14:00～	厚陽公民館	11
29.1.23	月	19:00～	有帆公民館	3
29.1.24	火	14:00～	赤崎公民館	4
29.1.24	火	19:00～	商工センター	3
29.1.25	水	14:00～	中村公会堂	9

全会場平均	6.2
公会堂開催平均	12.0
昼間開催平均	6.8
土曜日開催平均	7.7

※参考(議員定数についての意見交換と同時開催)

25.1.21	月	19:00～	厚陽公民館	26
25.1.22	火	19:00～	高千帆福祉会館	61
25.1.23	水	19:00～	きらら交流館	30
25.1.25	金	19:00～	須恵公民館	25
25.1.26	土	14:00～	中村公会堂	16
25.1.28	月	19:00～	文化会館	11